

## 問題I

## 設問1

別添①(1) 本件訴訟の進行については本郷が主導することとし、駒場は本件訴訟に関与しない旨の条項を追加すべきである。と述べている。  
 さて、第2条の売渡代金は変更せず、その上で敗訴の場合は本件訴訟の遂行にかかる費用、本件訴訟の対応とされている本郷一製品の工場に付する費用や損失に加え、敗訴の場合は、千駄木が負担する損害賠償額に相当する額を本郷が駒場に補償する義務を負うという条項を追加すべきである。

## 設問2 (※) 別添②

別添②の2(8)の条項に「(b)を新設し、「本会社が開発・設計・製造又は販売した製品に関して、製造物責任法を含む法令に基づき欠陥又は瑕疵は存在しない。」との規定を設ける。  
 また、別添②(2)を「F-ジーン株式会社向けFプロ型片取用の熱交換器(品番1438002J)(完成品および仕掛品の在庫を含む)」に係る不具合の可能性」と修正する。  
 さらに駒場に対して「本条については、完成品等をF-ジーンに納入する予定がある場合には「F-ジーン株式会社向け」との文言を削除する」との提案も考えらるが、そのための予定があるかという点を検討した上での注記を付す。

## 設問3

70-シグマとの間に

第4条第1項を5項7項を新設し、「売主は、別添①(1)の契約相手方から、~~千駄木~~本会社の完成品が譲渡以下を理由に契約の解除権を行使しないことと同意するの同意書(以下「同意書」と称。)を取得し、買主に交付する義務を負う。」との規定を設ける。

また、第4条第2項を新設し「売主は、70-シグマとの間に別添②(2)の<sup>品</sup>量の契約相手方から同意書を取得することに協力する義務を負う。」との規定を設ける。  
 さらに、第9条第1項に第3項を新設し、「別添①(2)及び(3)の契約相手方に対する解除権行使」との規定を設ける。

## 設問4

(初案)

第1条 買主の義務の前提条件として、売主である本郷が島島の株式を千駄木が全て譲り取りする条件を設けるべきである。

## 問題Ⅱ

## 設問1

基本取引契約の目的物のうち H社の製造用工作機材用の洗淨機について、これがH社の特許権の対象となっているか質問すべきである。そして、H社の上記洗淨機の設計開発においてH社が具体的な多大の費用負担（下分を把握するために当時のH社とS社間の契約書）提供を求めたことである。また、H社が取り拒絶を頻度やその時のS社の製品に関する問題の程度を熟知するために、この点の点について質問し、またこの点からその提供を求めたことである。このため、H社が洗淨機を仕入れ（10%利益）の利益を求めて販売しているとの噂の根拠について質問すべきである。加えて基本取引契約のH-S間の目的物の価格や取引総額についても質問すべきである。

## 設問2

本件基本取引契約13条項に反し得るため、同14条項に基づき解除、又は同項に基づき残債務の短期の利益を失うという法的リスクがある。しかし、SがHに金銭債務を負っている点から、Xは基本取引契約の存続の必要性を感じていない以上、このリスクは問題とならぬと考えられる。一方でHから、同13条項に反することを理由に差止請求や取り戻しを求めた場合、SはH社以外の顧客のために洗淨機の販売ができなくなるという点で法的リスクを負う。そのため、Sは基本取引契約を更新拒絶する等して同契約関係を解消するか、新たな改良品が目的物の類似した製品に当たらないように留意すべきである。以上をリスクと回避策を挙げ、検討すべきである。

## 設問3

H社に返すべき返金を一方向に中止した場合は、第13条4段に基づき受取義務違反が生じ、SはHに対して債権不履行に基き損害賠償責任（民法415条）を負う得る。そのため、Sは更新拒絶を拒否することが多分だが、これをしていくと往後H社が受取義務から直ちに使用することはできない（可能性が高い（別紙2-1））。そこでH社が今後も問題が再発しない限り取り拒絶を一方、高い利益を享受する目的物を販売していることが公平原則（民法40条）に反し、受取義務違反と拒絶を拒否することを考える。

## 設問4

Zが引当金行為の目的として損害賠償請求を目的としたのである。そのため、Zの費用を戻す、基本取引契約を終了すればHも同様に得ることとして上記リスクと回避策を挙げ、検討すべきである。